

桂木小学校 運動場 開放利用の決まり

(利用者) 市民

(開放)

1. 期間 4月1日～3月31日
(但し学校行事に支障のない日に限る。また、年末・年始は利用できません)
2. 曜日 日曜日 第2、第4土曜日(月2回)
※行事により第1、3、5土曜日に変更あり
3. 時間 夏(3月～9月) 9:00～17:00
冬(11月～1月) 9:00～16:00
(10月と2月) 9:00～16:30

(注意事項)

1. 校内への出入りは北通用門のみ使用する。
2. 施設開放運営委員会から許可を受けた車両は駐車場を利用し周辺道路への駐車は付近住民の方に非常に迷惑になるので、絶対禁止する。また、交通安全には最大限の注意を払う。
3. 保護者及び子供の自転車による来校は禁止する。
4. 開放時間内におけるけが、事故、盗難、学校施設設備の破損等についてはすべて利用団体及び利用者の責任とする。
5. 喫煙、飲食は禁止する。ペットを連れての利用は禁止する。
6. 利用者及び利用団体は施設開放管理者、開放指導員の指示に従う。
7. 団体利用の場合運営委員会に申し出て許可された団体のみ利用できる。(但し利用できない場合もある。)許可された団体については、申請があれば時間を延長して利用できる。
8. 指定された施設の場所以外への立ち入りを禁止する。また無断で設備や用具を移動したり使用したりしない。用具は開放用のものを使用する。
9. 使用後は用具のかたづけ、使用場所とトイレの清掃、グラウンドの整備(ブラッシング)を行う。ゴミは持ち帰る。
10. トイレ掃除は水は厳禁です。ほうきで掃き、便器の汚れがあればブラシで洗うこと。
11. 未就学児は保護者と同伴する
12. 地域住民の利用を優先とするため、利用団体の利用日決定は1ヵ月前とする。
13. 上記の決まりを守らない利用団体については、許可を取り下げる。
14. 車の入庫台数は5台までとする。
15. 開門時は保護者一人立ち合うこと。
16. 使用開始時と終了時には、責任者(解放日報記入者)が管理者にあいさつをし、終了後は管理者が最終確認に立ち合うこと。